

被災農業者緊急支援事業（新規）

1 事業の目的

令和2年12月14日からの大雪により農業用施設等に被害を受けた農業者の農業経営の安定化を図るため、農産物の生産に必要な施設等の復旧を緊急的に支援

2 事業内容

(1) 被災施設の復旧支援（ハード事業）

- ア 被災した農産物の生産に必要な施設（農業用パイプハウス、牛舎、堆肥舎等）の修繕、再建、撤去、補強に要する経費を支援
- イ 被災した農業用機械及び付帯施設の修繕、再取得に要する経費を支援

(2) 被災地域の営農継続支援（ソフト事業）

水稻育苗ハウスの被災により不足が懸念される水稻苗を広域で融通するための輸送に要する経費を支援

3 補助率

(1) 被災施設の復旧支援（ハード事業）

国 3/30～15/30 以内、県 7/30 以内、市町村 7/30 以内 計 最大 23/30

【被災した農業用パイプハウス等の復旧支援の例】

- ① 農業用パイプハウスの修繕・再建・撤去・補強、農業用機械等の修繕・再取得、牛舎等の修繕・再建 強い農業・担い手づくり総合支援交付金（地域担い手育成支援タイプ）を活用

国庫補助金 (～9/30)	県補助 (～7/30)	市町村補助 (～7/30)	自己負担 (～7/30)
------------------	----------------	------------------	-----------------

- ② 農業用パイプハウスの修繕・再建・撤去・補強（自力施工による資材費の補助）
持続的生産強化対策事業（産地緊急支援対策）を活用

国庫補助金 (～15/30)	県補助 (～4/30)	市町村補助 (～4/30)	自己負担 (～7/30)
-------------------	----------------	------------------	-----------------

- ③ ①②以外で、国庫補助事業の活用ができない場合の農業用パイプハウスの修繕・再建・撤去・補強

県補助 (7/30)	市町村補助 (7/30)	自己負担 (16/30)
---------------	-----------------	-----------------

※ 農業用パイプハウスの再建等に当たっては、園芸施設共済の加入状況や設置経過年数等により補助率が変動

(2) 被災地域の営農継続支援（ソフト事業）

県 1/3、市町村 1/3 （別途、事業実施主体へ国から助成あり）

4 事業実施期間

令和2年度～令和3年度（繰越）

5 予算額

1,644,717 千円

6 担当課

2の(1)の事業：農業振興課、農産園芸課、畜産課 2の(2)の事業：県産米戦略室